

昭和二十六年六月

財団法人  
人口問題研究會要覽

昭和二十六年六月

財團  
法人

人口問題  
研究會  
要覽

目次

一	沿革	1
二	財團法人人口問題研究会寄附行為	3
三	財團法人人口問題研究会處務規程	9
四	財團法人人口問題研究会會計規則	10
五	財團法人人口問題研究会會員規則	13
六	顧問及役職員	14
七	事業概要	17



大正の末期におけるわが国の人口と食糧との不均衡問題に始まつた人口問題への關心は、終に、昭和二年に到つて人口食糧問題調査会の設立を政府に余儀なくせしめ、これが調査審議を昭和五年に至るまで続けたのであるが、人口問題は、国民生活の根本的事項であり短期又は、彌縫的対策では、その核心に触れ、基本の方策を見出すことは至難であつて、眞にこれが解決の萬全を期するためには、人口問題の恒久的調査研究機関の必要が痛感されるに至つたのである。したがつて、人口食糧問題調査会第十二回特別委員会においてこれが必要性が強調され、政府に建議されたのであるが容易にその実現をみなかつたのである。

しかるに、ときあたかも世界経済恐慌の波及により、人口問題が失業問題として、その重要性が確認されるに至つたので、昭和七年、当時の内務省発起のもとに、人口食糧問題調査会当時の委員たる官民の有志会合の上、本会の創立を決議し、その実現に努めた結果、昭和八年十月二十七日財団法人としての本会が誕生したのである。

その後、国内情勢の推移に依じて、わが国の人口問題の解決に資するため人口政策の推進に多大の成果をあげたのであるが、更に本会主催の人口問題全国協議会において、一般の輿望によつて再度「人口問題に関する国立常設機関設置の件」を政府に建議し、その実現に努力した結果、昭和十四年八月国立人口問題研究所が開所されるに至つたのである。

かくして、本会は、この研究所と表裏一体をなし、その調査研究を補うとともに、本会も又、調査研究機能の發揮に努め、人口問題に関する啓蒙宣伝機関として、ますます重要を役割を演ずるに至つたのである。しかしながら戦時より戦後にかけて情勢は一変し、一時社会情勢の混乱のため、その活動は停止のやむなきに至つたが、戦後いよいよ加重し來つた人口圧力は、單に、国民生活の向上發展にも多大の障害となりつゝある実情と、關係各方面より



の要望もあり、昨年未より銳意本会の組織および役員の整備拡充を図つて再建を練つていたが、本年四月二十三日厚生大臣室において評議員總會を開き、新役員を選出して、自立経済の確立と、自主的出生統制等の人口問題解決に關する諸方針を決定し、こゝにますますその機能發揮に努めることになつたのである。

二、財団法人人口問題研究会寄附行為

昭和十五年四月一日第四章改正  
昭和十六年八月一日第三章第五章改正  
昭和二十六年三月二十日改正

第一章 名 称

第一条 本会は、財団法人人口問題研究会と称する。

第二章 目的及事業

第二条 本会は、我国人口問題の解決に資するため、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並びに改善の促進を期することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するため、つぎの事業を行う。

- 一 人口問題に関する調査及び研究
- 二 人口問題に関する資料の蒐集及び整備
- 三 国内人口問題研究諸機関及び研究者との連絡提携
- 四 国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料の交換
- 五 調査、研究結果の発表
- 六 政府の諮問に対する答申又は建議
- 七 人口問題に関する啓蒙宣伝に関する事業
- 八 その他、前条の目的を達するため必要な事業

第三章 事務所



第四条 本会は、事務所を東京都港区芝田村町一丁目二番地合同ビル内に置く。

本会は、必要があれば、地方に支部を設けることができる。

#### 第四章 会 員

第五条 会員を分けて、特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員の四種とする。

特別会員は、本会に功労ある者又は、学識名望ある者を理事会においてこれを推薦する。

維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものとする。その入会、退会並びに会費の納入に関する規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

#### 第五章 役員職員及顧問

第六条 本会に、つぎの役員を置く。

一 理事長 一名

二 常任理事 十名以内

三 理事 三十名以内

四 監事 二名

五 評議員 若干名

第七条 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。

理事長は、本会を代表して会務を統轄する。

理事長故障あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第八条 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。

但し、理事の中二名は厚生省官房総務課長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつて、これに当てる。



第九條 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第十條 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。

監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第十一條 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第十二條 役員任期は三年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第十三條 役員任期満了したときは、後任者の就職するまで前任者が其の職務を行う。

第十四條 本会につき、職員を置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

一 研究員 若干名

一 助手 若干名

一 幹事 若干名

一 書記 若干名

第十五條 研究員は、調査研究に従事する。

助手は、研究員の調査研究を補佐する。

第十六條 幹事は、理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記は、上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

第十七條 人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及び副主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

第十八條 本会に、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

## 第六章 理事会

第十九條 理事会の議決すべき事項はつぎのとおりとする。

一 評議員会に附議すべき事項



二 人口問題に関する調査研究事項

三 財産の管理及び処分

四 寄附の受諾

五 寄附行為の変更及び規則の制定、変更

六 其他、理事長が必要と認めたる事項

第二十条 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しをしなければならない。

理事長が必要と認めたる時、書面による表決を求め、招集に代へることが出来る。

第二十一条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第二十二条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

## 第七章 評議員会

第二十三条 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

一 歳入、歳出、予算に関する事。

二 決算及び事業執行状況の報告に関する事。

三 其他、理事長が必要と認めたる事項

第二十四条 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めたる時は随時にこれを招集することが出来る。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しをしなければならない。

第二十五条 第二十一条及び第二十二条の規定は、評議員会にこれを準用する。

## 第八章 資金及會計



第三十六條 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

第二十七條 本会の会計年度は毎月四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二十八條 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

一 基本財産以外の資産

二 寄附金

三 会費

四 其他の収入

第九章 附則

第二十九條 本会の事務執行に關して必要を規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第三十條 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくては

ならない。

第三十一條 本法人設立当時の理事はつぎのとおりである。

伯爵 柳 沢 保 惠 男爵 藤 村 義 朗

永 井 亨 那 須 皓

山 川 端 夫 下 村 宏

堀 切 善 次 郎 河 田 烈

長 谷 川 赴 夫 吉 田 茂



宮田愛次郎  
井上雅二

丹羽七郎

三、 財団法人人口問題研究会 規程

第一条 本会の事務は別に規定のあるものの外本規程により処理する。

第二条 本会の常務は常任理事の決裁により処理する。但し重要な事項は理事長の決裁を経なければならぬ。

第三条 本会に到達する文書は書記が接受し親展書を除き開封の上件名番號等を簿冊に登録し、各主管係員に配布する。

親展書は封緘の儘記名者に配布の上領收印を受ける。

第四条 主管係員が文書を接受したときは幹事の指揮をうけ速かに処理案を具し、決裁を受けなければならぬ。

第五条 現金其の他有価証券を接受したときは金額、種類等を明記して別に定める。會計規則により收納しなければならぬ。

第六条 常任理事不在のときは、常任理事の委任した理事が其の職務を代行する。

第七条 本会より發送する文書は書記が其の件名、番號を簿冊に登録しなければならぬ。

第八条 完結文書は書記が整理保存しなければならぬ。

第九条 本会より發送する文書其の他に使用する印章は書記がこれを押捺しなければならぬ。



#### 四、財団法人人口問題研究会会計規則

##### 第一章 総則

第一條 寄附金、会費、其の他の一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

第二條 一會計年度の出納は翌年五月三十一日に閉鎖する。

出納閉鎖後の収入又は支出は、現年度の歳入又は、歳出とする。

第三條 各年度において、歳計に剰余があるときは翌年度の歳入に編入しなくてはならない。

第四條 本会の収入は確実な銀行又は信託会社若しくは郵便官署に預入し、支出は現金払又は、小切手、振替貯金若しくは振替払によるものとする。

##### 第二章 予算

第五條 歳入歳出の予算は前年度二月末日迄に調製し三月末日迄に評議員会の議決を受けなければならぬ。

第六條 歳入歳出予算は一般会計毎に調整し、款、項、目に区分するものとする。

第七條 避けられない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要の資途に充てるため予備費を設けることができる。

##### 第三章 収入及び支出

第八條 収入及び支出は常任理事の決断により執行するものとする。

但し、本会事務所所在地外において開催する講演会、其の他の場合に必要を経費、鉄道貨物運賃其の他現場支払に要する経費並びに委託購入に要する経費については、本会職員に



現金支払を為さしめるため、現金前渡することができらる。

前項の現金前渡を受けた職員は支払完了のものについて事務所所在地帰着後一週間以内に支払証憑書を添え精算書を提出しなくてはならぬ。

第九條 経費は予算に定めた目的以外に使用し、又は各款の金額を流用することはできない。各項の金額を流用する場合は理事長、各目の金額を流用する場合は常任理事の決判をうけなければならぬ。

第十條 予算内の支出経理上必要があれば一時借入を為すことができる。前項の借入金はその会計年度の収入により償還するものとする。

#### 第四章 決算

第十一條 決算は翌年度七月三十一日迄に予算の様式によつて、決算報告書を調製の上監事の意見を附して翌年度内に評議員会に提出するものとする。

#### 第五章 契約

第十二條 物品の購入、印刷其の他の契約を行う場合は二人以上の見積書を徴して、其の最低価格の者と契約を締結しなくてはならぬ。但しつきに掲げる場合には一人の見積書によつて締結することができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

二 急速を要し、競争に附する暇がない場合

三 労力の供給又は運送を請負はせる場合

四 契約代金二十萬圓を超えない場合

第十三條 前條の契約は常任理事の名をもつて締結するものとする。

第十四條 契約代金二十萬圓を超える場合は契約の目的、履行の期限、契約違反の場合の保証



証金の処分、危険の負担其の他必要を事項を詳細に記載した契約書を作製しなくてはならない。

## 第六章 物品出納

第十五条 物品はつぎの区分により取扱はをければならない。

一 備品 (器具、機械、図書、雜品)

二 消耗品 (用紙類、雜用品)

三 印紙切手類 (郵便切手、郵便葉書、収入印紙、電車、乗合自動車乗車券)

第十六条 不用品は売却の手續を、破損品又は毀損品は修繕の手續を為なくてはならない。

修繕を加えても使用に堪えない物は棄却することができる。

前二項の手續は常任理事の指揮によらなくてはならない。

## 第七章 帳簿

第十七条 金銭及び物品の出納を登記するためつぎの帳簿を備えなければならない。

一 予算引簿

二 現金出納簿

三 物品出納簿

第十八条 現金及び有価証券収納のため受領証簿を備えなければならない。

## 第八章 雜則

第十九条 現金及び有価証券又は物品の出納事務を掌る職員は出納の責任を負うものとする。

前項の職員故意又は過失により現金、有価証券又は物品を亡失又は損したときは賠償の

責に任ずるものとする。

第三十条 本規則により難いものがある場合特に其の規定を設けることができる。



五、財団法人人口問題研究会々員規則

(昭和二十六年三月二十日一部改正)

第一条 本会寄附行為第四章第五條の規定により特別会員、維持会員、終身会員及び通常会  
員を置く。

特別会員は、本会に功勞ある者又は、学識名望ある者にして、理事会において推薦したる  
ものとする。維持会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は、会員の紹介により本  
会の事務を援助するため、一箇年一口金五千円以上又は一時金一口金三萬円を豫出するも  
のとする。通常会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は会員の紹介により入会し  
たるものとする。通常会員は、会費として年額金六百円を毎年三月末日までに納付するも  
のとする。

第二条 会員には、本会発行の図書、定期刊行物其の他の印刷物を無料又は実費にて頒布す  
る。

第三条 会員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第四条 通常会員が退会しようとするときは、其の旨届出なくてはならない。この場合既  
に納入した会費は返還しないものとする。

第五条 通常会員が会費の納入を怠つた場合には会員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和二十六年三月二十日より施行する。



六、財團、法人人口問題研究会顧問及び役員名簿 (A B C 順)

顧問

一萬田尙登 日銀總裁

石川一郎 經濟團體聯合會會長

石坂泰三 東芝社長

広瀬久忠 元厚生大臣

林讓治 元厚生大臣

黒川武雄 元厚生大臣

前田多門 日本育英會會長

松岡駒吉 社会党顧問

那須皓 農村更生協會會長

佐々木行忠 元會長

下村宏 法博

澁沢敬三 元日銀總裁

高橋龍太郎 通商産業大臣

山川端夫 法博

理事長 永井亨 經博

常任理事 下条康賢 經博

古屋芳雄 公衆衛生院長

北岡寿逸 国学院大学教授

常任理事

岡崎文規 人口問題研究所長

床次徳二 衆議院議員

高田浩運 厚生省官房總務課長

館 裕 人口問題研究所總務部長

理事

安芸岐一 資源調查會事務局長

池田謙蔵 日伯中央協會副會長

藤田友作 朝日信託銀行社長

藤林敬蔵 參議院專門委員

藤葉秀三 慶大教授

稻葉秀三 国民經濟研究協會理事長

波多野 參議院議員

加納久朗 國際文化振興會(交渉中)理事長

賀川豊彦 全國農民組合理事長

小林中 日本開發銀行總裁

加藤シズエ 參議院議員

葛西嘉資 元厚生次官



六、財團法人人口問題研究会顧問及び役員名簿 (A B C 順)

顧問

日銀總裁

常任理事

人口問題研究所長

一萬田尙登 經濟団体聯合會會長

岡崎文規 衆議院議員

石坂泰三 東芝社長

床次徳二 厚生省官房總務課長

林 讓二 元厚生大臣

高田浩運 人口問題研究所總務部長

林 春雄 醫師

黒川武雄 厚生大臣

安芸岐一 資源調査會事務局長

前田多門 日本育英會會長

美育郎 日伯中央協會副會長

松岡駒吉 社會黨顧問

池田謙蔵 朝日信託銀行社長

那須 皓 農村更生協會會長

藤田友作 參議院專門委員

高橋龍太郎 日本商工會議所會頭

藤林敬蔵 慶大教授

山川端夫 博士

稻葉秀三 國民經濟研究協會理事長

事務長 永井 亨 經 博

波多野 鼎 參議院議員

任 下 條 康 磨 經 博

加納久朗 國際文化振興會理事(事務長)

古屋芳雄 公衆衛生院長

賀川 豊彦 全國農民組合理事長

事 北 岡 壽 逸 國學院大學教授

小林 中 日本開發銀行總裁

加藤シズエ 參議院議員

葛西嘉資 元厚生次官



理事

水島 治夫 九大教授

監事 矢野 一郎 第一生命社長

美濃口 時次郎 名大教授 (交渉中)

赤木 朝治 社会事業協会副会長

三原 信一 毎日新聞社 人口問題調査会事務局長

赤松 常子 参議院議員

森田 優三 總理府統計局長

青柳 一郎 衆議院議員

岡田 文秀 元厚生次官

天野 景康 医 博

大河内 一男 東大教授

千葉 三郎 衆議院議員

清水 慎三 日本労働組合総同盟

土岐 章 発明協会理事

會田 長宗 厚生省統計調査部長 (交渉中)

飯塚 浩二 東大教授

武井 群剛 元厚生次官

井上 なつゑ 参議院議員

戸田 貞三 東大名譽教授

今村 讓 厚生省官房総務課

東畑 精一 東大教授

福田 邦三 医 博

寺尾 琢麿 慶大教授

福田 昌子 衆議院議員

上原 徹三 北大名譽教授

林 惠海 東大教授

安井 誠一郎 東京都知事

長谷部 言人 東北大名譽教授

山中 篤太郎 商大教授

本庄 栄次郎 経 博

吉阪 俊蔵 東京商工会議所 専務理事

本多 龍雄 人口問題研究所調査部長

監事 諸井 貫一 秩父セメント社長

本多 龍雄 人口問題研究所調査部長



評議員久慈直太郎 日赤産院長

小山 榮三 世論調査所長

小林 珍雄 上智大教授

小坂 寛兄 外務省管理局調査課

近藤 康男 農博 (交渉中)

勝 俣 稔 結核予防会理事長

木内 信蔵 東大教授

木原 均 理博

川上 理一 公衆衛生院衛生統計部長

河崎 ナツ 参議院議員 (交渉中)

増田 甲早七 衆議院議員

南 亮三郎 経博

松村 勝次郎 財団法人農政調査会理事

村岡 花子 日本放送協会理事

森山 豊 横浜大教授

永井 潜 医博

中川 友長 経博

西野 入 德 早大教授

西倉 俊一 財団法人人口と産業問題振興会理事

評議員野口正造 生命保険協会常務理事 (交渉中)

大来 佐武郎 経済安定本部調査課長

小田 橋貞寿 参議院専門委員

小倉 武一 農林省農業改良局長 (交渉中)

佐成 篤三郎 日本防貧協会理事長

斉藤 邦吉 労働省職業安定局長

瀬木 三雄 東北大学教授

高田 保馬 文博

高岡 熊雄 法博

谷口 彌三郎 日本医師会長

坪 峻 義等 医博

津田 正夫 新聞協会事務局長 (交渉中)

渡辺 定 医博

山高しげり 全国民生委員連盟参与

山川 菊栄 労働省婦人少年局長 (交渉中)

山口 正義 厚生省公衆衛生局長

吉益 脩夫 医博

佐倉 重夫 三菱経済研究所長



七、事業概要

一 調査研究

内閣における人口問題審議会の建議に基き、その具体的内容の研究を充実するため、本年度の調査研究の主眼を左の二点におく。

1. 人口扶養力に関する調査研究
2. 人口調整に関する調査研究

二 資料の蒐集

人口問題に関する内外の調査資料の蒐集整備を行う。

三 国内の連絡

1. 同攻者の会合

人口問題関係研究機関及び研究者との連絡提携を図るため、研究者名簿および文献目録を作成し、同攻者の会合を行う。

2. 協賛会の開催

衆智をあつめて、現下の人口問題の解決を図るために全国および地方において協賛会を開催する。特に人口調整に関する諸団体代表者会議を開催し懇談協議する。

四 海外との連絡

国際連合、米国、印度その他各国のこの種機関および同攻者と連絡並びに資料の交換を行う。

五 公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及並に対策施設の促進を期するため随時中央又は地方において公開講演会を開催する。

六 印刷物の発行



1. 人口問題資料の刊行  
調査研究した結果を印刷発行すると共に会員に配付する。
  2. 機関誌の発行  
特別寄稿者および同攻研究者一般より研究その他原稿を募集し、印刷刊行する。
  3. 人口問題叢書の発行  
人口に関する健全なる思想の普及啓蒙を図るため、人口問題叢書を発行する。  
既にこれが第一輯として「現下の人口問題」を発行した。
- 会員組織の拡大強化  
その他わが国人口問題の解決に資するため必要を事業
1. 懸賞論文の募集  
人口問題に関する研究の促進を図るため、時宜に適應せる論題の下に懸賞論文を募集する。
  2. 資料展覧会ハ資料の出品、講師の派遣  
人口問題に関する一般の啓蒙の目的のため資料展示会、統計展覧会その他各種文化展覧会等の開催せられるに当り資料の出品をなし、講演会には本会より講師を派遣する。
  3. 政府に対する答申及び建議  
政府の諮問に依じて答申をなし、あるいは喫緊重要な事項に関し政府に対し建議を行う。
  4. 又国会に対しても請願を行う。  
その他前記の目的を達するに必要な事業



